

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金 井市条例見直しに係るアンケート

Q 1 令和 3 年度に条例の見直しをしていた時点では、「意思決定支援」の在り方についての議論が不十分だったため、条例の内容には盛り込まれずにいました。

あなたは、「意思決定支援」という言葉について聞いたことがありますか。

【「意思決定支援」とは】

「意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。」（厚生労働省平成 29 年 3 月 31 日付け障 発 0331 第 15 号「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」より）

- ア 聞いたことがあり、よく内容を把握していた（Q 1 - 1 へ）
- イ 聞いたことがあり、何となく内容を把握していた（Q 1 - 1 へ）
- ウ 聞いたことはあるが、内容についてはよく知らなかった（Q 2 へ）
- エ 聞いたことがなかった（Q 2 へ）

Q 1 回答

Q 1 - 1 Q 1 でア「聞いたことがあり、よく内容を把握していた。」、イ「聞いたことがあり、何となく内容を把握していた。」とお答えの方に伺います。「意思決定支援」という言葉を聞いたのは、どのような場所で、どのようにして聞きましたか？

（例）学校の授業で聞いた。

利用している施設の相談員から聞いた。 等

Q 2 あなたは、小金井市において、「意思決定支援」が十分に実施されていると思いますか。

- ア 十分実施されている。
- イ 不十分だが、概ね実施されている。
- ウ あまり実施されていない。
- エ まったく実施されていない。

Q 2 回答

Q 3 「意思決定支援」について考えていること、思うこと等をご自由にご記載ください。

--

Q 4 本市の条例では以下のように規定しています。

第12条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々に応じた教育及び療育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な措置を講ずるものとする。

あなたは、小金井市で行われている教育が、条例に規定された「必要な措置」のもとに行われていると思いますか。

- ア 強くそう思う。
- イ ある程度そう思う。
- ウ あまりそう思わない。
- エ 全くそう思わない。

Q 4 回答

(上記ご回答をされた理由についてご記入ください。)

--

Q 5 条例では、以下のように規定されています。

(教育)

第 1 2 条 省略

2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識を持ち、正しく理解するための教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。

あなたは、小金井市で行われている教育が、条例に規定された「必要な措置」のもとに行われ、関係職員への研修の充実も行われていると思いますか。

- ア 強くそう思う
- イ ある程度そう思う
- ウ あまりそう思わない
- エ 全くそう思わない

Q 5 回答

(上記ご回答をされた理由についてご記入ください。)

--

Q 6 条例では以下のように規定しています。

(特定相談)

第13条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。

(2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。

(3) 関係行政機関への紹介を行うこと。

(4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。

3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

あなたは、障がい者差別に関する「特定相談」という制度があることを知っていましたか。

ア よく知っている（Q 6－1へ）

イ 言葉を聞いたことはある（Q 6－1へ）

ウ あまりよく知らない（Q 7へ）

エ 全く知らない（Q 7へ）

Q 6 回答

Q 6－1 Q 6でア「よく知っている」、イ「言葉を聞いたことはある」とお答え頂いた方に伺います。「特定相談」という言葉をどこでお聞きになりましたか。

(例) 市の窓口で、利用している施設の処遇について相談していた際に担当の職員から聞いた。

利用している施設の件で計画相談事業者に相談していた際に勧められた。 等

Q 7 あなたは、これまでに障がいとして差別的な取り扱いを受けたことがある、又は、関係する人が差別を受けているところを見たり、聞いたりしたことがありますか？

- ア ある（Q 7－1 へ）
- イ ない（Q 8 へ）
- ウ 分からない（Q 9 へ）

Q 7 回答

Q 7－1 Q 7で「ある」とお答えになった方に伺います。
その際、市の「特定相談」の制度を利用しましたか。

- ア 利用した（Q 7－1－1 へ）
- イ 利用しなかった（Q 7－1－2 へ）

Q 7－1 回答

Q 7－1－1 Q 7－1で「利用した」とお答えになった方に伺います。
利用に際して、相談しにくい、と思ったことはありましたか。

- ア ある
- イ ない

Q 7－1－1 回答

（ア「利用しにくい」と思われた方は、その理由をご記載ください。）

--

Q 7－1－2 Q 7－1で「利用しなかった」とお答えになった方に伺います。
利用に至らなかった理由をお聞かせください。

--

Q 8 令和3年度に条例の見直しをしていた時点では、「障がいの社会モデル」の在り方について十分に議論する時間がなかったため、条例の内容には盛り込まれずにいました。

あなたは、「障がいの社会モデル」という言葉について聞いたことがありますか。

【「障がいの社会モデル」とは】

「「障害の社会モデル」とは、障害は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方です。（中略）「障害の医学モデル」とは、障害は個人の心身機能が原因だとする考え方です。その考え方から、「障害の個人モデル」と呼ばれることもあります。」（ミライロ通信2022年1月11日付け「障害の社会モデルとは？ 障害についてあらためて考える」より）

- ア 聞いたことがあります、よく内容を把握していた（Q 8－1へ）
- イ 聞いたことがあります、何となく内容を把握していた（Q 8－1へ）
- ウ 聞いたことはあるが、内容についてはよく知らなかった（Q 9へ）
- エ 聞いたことがなかった（Q 9へ）

Q 8 回答

Q 8－1 Q 8でア「聞いたことがあります、よく内容を把握していた。」、イ「聞いたことがあります、何となく内容を把握していた。」とお答えの方に伺います。「障がいの社会モデル」という言葉を聞いたのはどのような場所で、どのようにして聞きましたか？

※ アンケート調査時には「障がいの社会モデル」の文言が「意思決定支援」になっていた誤植あり。

（例）学校の授業で聞いた。

利用している施設の相談員から聞いた。 等

Q 9 「障がいの社会モデル」について考えていること、思うこと等をご自由にご記載下さい。

Q 1 0 あなたは、小金井市の制度や対応について、障がい者の困りごとの原因が障がい者本人の障がいによるものという理解（いわゆる「障がいの医学モデル」）に基づいていると感じたことがありますか。

- ア 感じたことがある。
- イ 感じたことはない。

Q 1 0 回答

（ア「感じたことがある」と答えられた方はその具体的内容）

--

Q 1 1 「障がいの社会モデル」について、他の自治体ではその定義を条例の中で説明したうえで、自治体の責務として「障がいの社会モデル」に関する職員研修や市民への啓発を義務付けたり、事業者や市民の責務として「障がいの社会モデル」への理解を深め、従業者等に教育を行うことを規定したりしている例がみられます。

あなたは、こうした規定を小金井市の条例でも行うべきと考えますか。

- ア 同様に是非条例に盛り込むべきである。
- イ どちらかというと、小金井市でも同様に条例に盛り込んだ方が良い。
- ウ どちらかというと、小金井市では同様に条例に盛り込まなくて良い。
- エ 条例に盛り込む必要はない。

Q 1 1 回答

（上記ご回答をされた理由についてご記入ください。）

--

Q 1 2 その他、条例の見直しに関してご意見等があればご記載下さい。



※ ご協力、有難うございました。